

令和元年度 第1回 練馬区区政改革推進会議

練馬区におけるひきこもり支援の現状と課題

令和元年9月24日

福祉部生活福祉課

高齢施策担当部高齢者支援課

健康部保健相談所

こども家庭部青少年課

ひきこもり・8050問題とは

ひきこもりの推計（国調査）

ひきこもり支援に関する国と都の動向

区におけるひきこもり支援の状況

新たに実施した取組

ひきこもり支援の視点

ひきこもり支援の課題

【参考】家族会等2団体の意見・要望

ひきこもり・8050問題とは

「ひきこもり」とは

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成15年厚生労働科学研究事業）より

外出をしない、もしくは外出機会が近隣のコンビニや趣味目的等に限定される状態が6か月以上継続しており、かつ、以下の～の全てに該当する者

現在の状況が身体的病気によるものではない。

家事・育児・介護等を日常的に担っておらず、家族以外との日常的な会話が無い。

自宅で仕事をしていない。

「生活状況に関する調査」（平成30年内閣府）における「広義のひきこもり」より

「8050問題」とは

長期のひきこもりや精神疾患をもつ子どもとその親がともに高齢化する問題

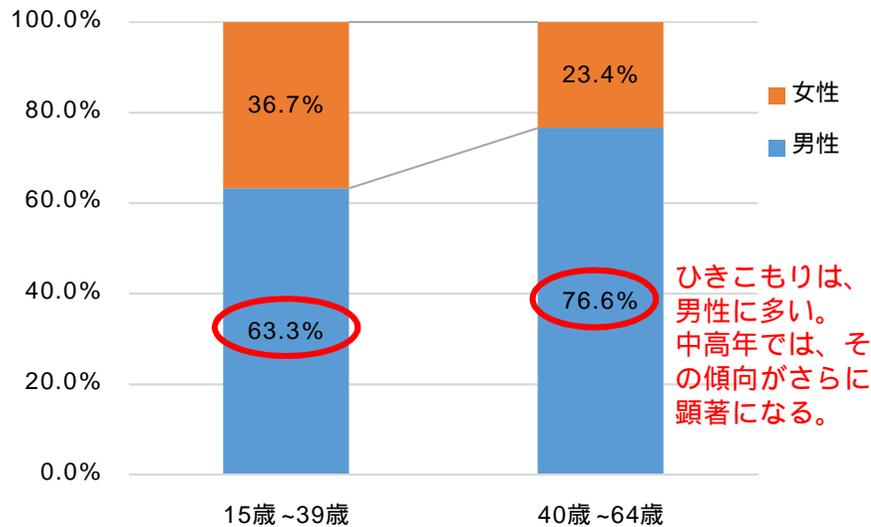
中高年本人の心身の不調等の課題に加え、親の介護、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的な課題を抱えていることが多い。

ひきこもりの推計(国調査)

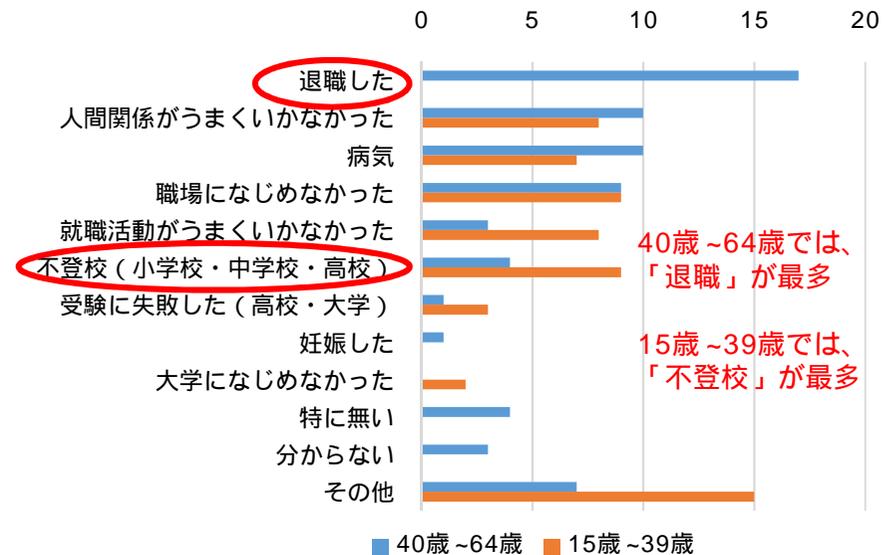
国の調査によると、ひきこもりの推計数は、15歳～39歳で54.1万人、40歳～64歳で61.3万人

- 平成27年調査(内閣府)：対象15歳～39歳、有効回答者数3,115人(標本数5,000人)のうち、ひきこもりに該当する者49人(出現率1.57%)
- 平成30年調査(内閣府)：対象40歳～64歳、有効回答者数3,248人(標本数5,000人)のうち、ひきこもりに該当する者47人(出現率1.45%)

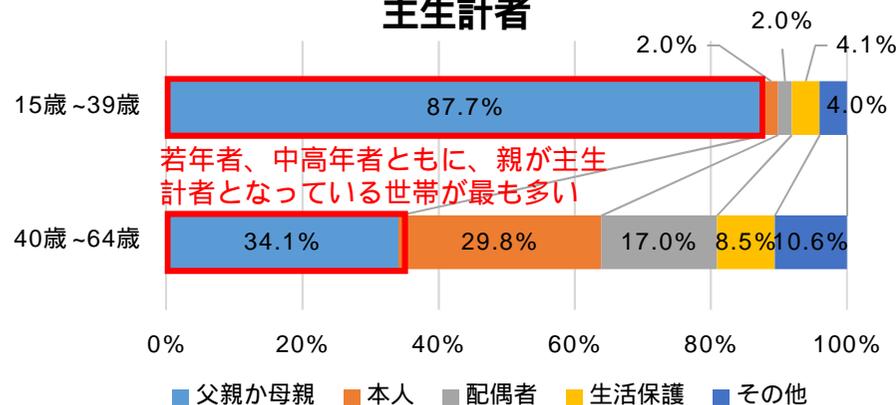
ひきこもりの男女比



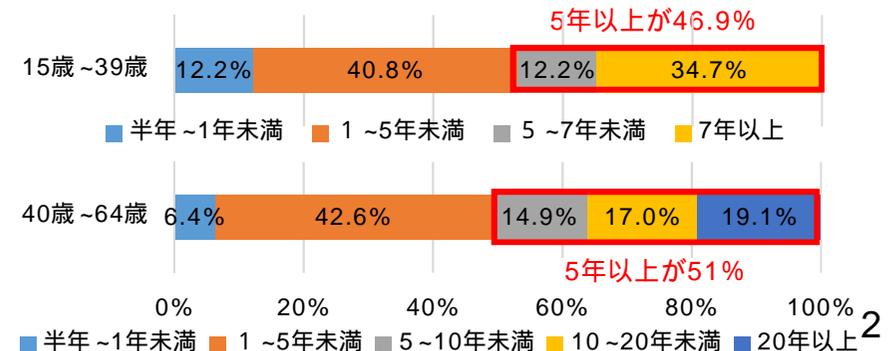
ひきこもりになったきっかけ(複数選択)



主生計者



ひきこもり状態にある期間



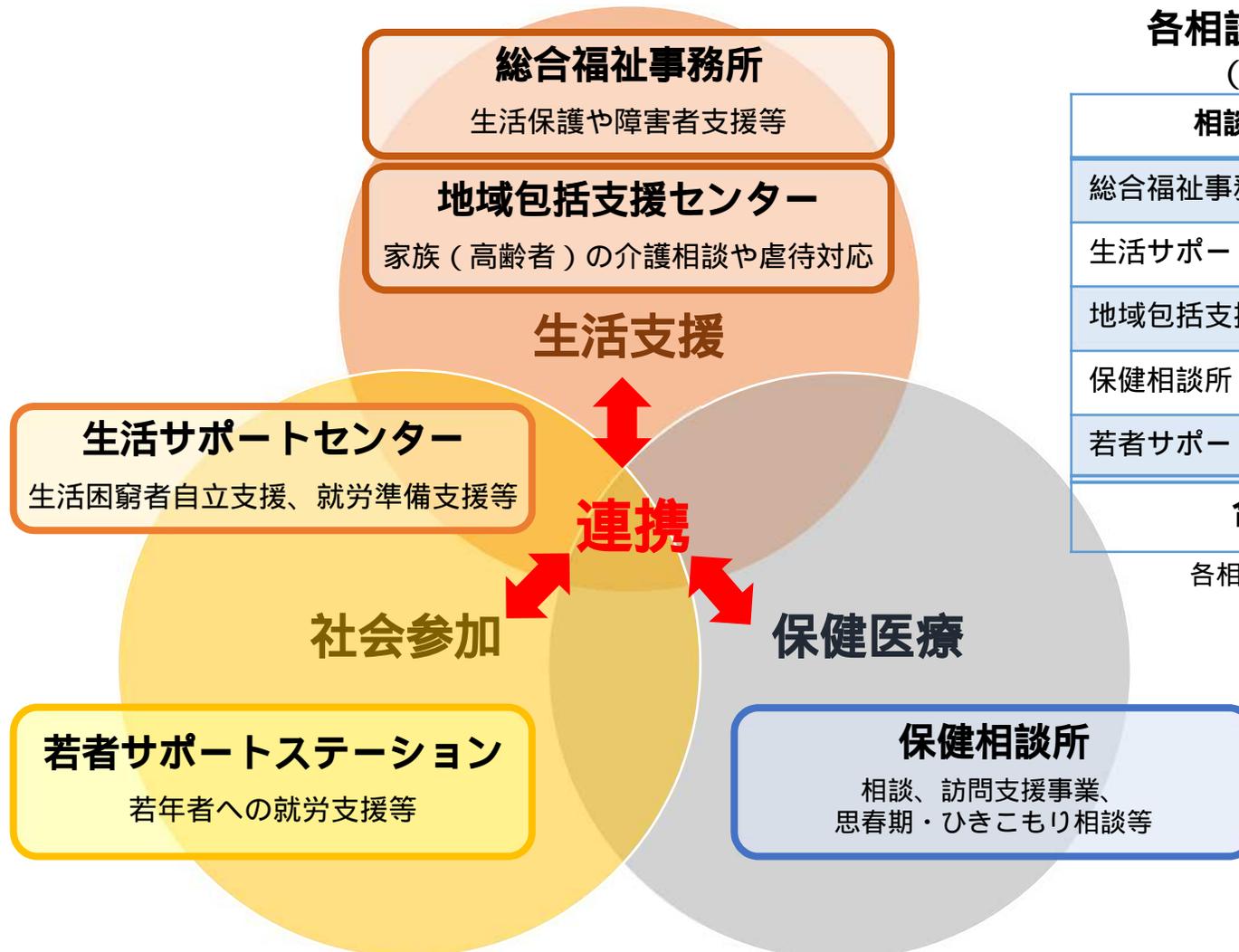
ひきこもり支援に関する国と都の動向

ひきこもり支援は、当初、主に不登校やニート等の対策として開始された。
 その後、ひきこもりの長期化・高年齢化や8050問題等を受け、平成30年に国が初めて中高年対象のひきこもりの実態調査を実施
 就職氷河期世代（30代半ば～40代半ば）に対し、国は、活躍の場をさらに広げ正規雇用を3年間で30万人増やす目標を掲げるなど、平成30年度からひきこもり対策の取組を強化
 都は、令和元年度からひきこもり対策の所管を福祉保健局に移管
 ニート：職に就かず、また求職活動もせず、通学もしていない15歳から35歳未満の無業者

	国	都
平成16年		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活文化局で「ひきこもりサポートネット（ひきこもり地域生活支援センター）」を開始
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省が、ひきこもり地域支援センターを都道府県・指定都市に設置 	
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府が、子ども・若者（15歳～39歳）対象の調査を実施 	
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府が、子ども・若者対象の調査を実施 	
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府が、中高年（40歳～64歳）対象の調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ひきこもりサポートネット」をNPO法人青少年自立援助センターへ委託
令和元年 (平成31年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省が、就職氷河期世代活躍支援プランを公表（5月） ● 内閣府が、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）に就職氷河期世代活躍支援プログラムを明記（6月） ● 省庁横断型の就職氷河期世代支援推進室を内閣官房に設置（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ひきこもりサポートネット」の所管を福祉保健局に移管（4月） ● ひきこもりサポートネットが実施する訪問相談の年齢制限（上限34歳）の撤廃（6月） ● 「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を開催予定（9月20日）

区におけるひきこもり支援の状況(現在の支援体制)

ひきこもりの方やその家族は、経済的困窮などの生活に関する課題、就労などの社会参加に関する課題、精神疾患などの保健医療に関する課題など、複合的な課題を抱えていることが多い。
 区においては、関係部署が連携して対応(平成30年度のひきこもりに関する相談実績は691人 各相談機関の相談実績には重複有り)。これにより、本人・家族の両面から、個々の状況に応じた支援を実施している。



各相談機関の相談実績
(平成30年度)

相談機関名	相談実績
総合福祉事務所	62人
生活サポートセンター	24人
地域包括支援センター	265人
保健相談所	294人
若者サポートステーション	46人
合計	691人

各相談機関の相談実績には重複有り

区におけるひきこもり支援の状況(総合福祉事務所・生活サポートセンター)

総合福祉事務所

区内4か所(練馬・光が丘・石神井・大泉)に設置

社会福祉法に基づき設置。**福祉六法**(生活保護法、児童福祉法、母子父子寡婦福祉法、老人福祉法、身体・知的障害者福祉法)に定める**援護、育成、更生の措置**を担う。

相談実績(平成30年度)

(1) 相談件数 **62人**

本人11人、家族16人、関係機関7人
ケースワーカーによる把握人数28人

(2) 主な相談内容

経済的事項、保健医療、虐待など

年齢	人数
15~19歳	1
20代	10
30代	19
40代	12
50代	14
60~64歳	6



(3) 支援の成果

- ・生活保護受給申請
- ・精神科等の医療につなげる
- ・高齢者・障害者虐待の対応 など

生活サポートセンター

区内1か所(練馬区社会福祉協議会内)に設置

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮者等に対し自立の促進を図ることを目的とした支援を行う相談窓口。自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援へつなぐ。

相談実績(平成30年度)

(1) 相談件数 **24人**

本人13人、家族4人、民生委員4人、
他、社会福祉協議会・弁護士・家族
会が各1人

(2) 主な相談内容

家族関係・人間関係、収入・生活費、
就職、病気・健康・障害など

年齢	人数
30代	2
40代	8
50代	8
60~64歳	1
65~74歳	3
75歳以上	0
不明	2



(3) 支援の成果

成果あり 7人(29.2%)

- ・精神の安定
- ・就職活動開始・就労開始
- ・就労準備支援事業利用開始
- ・対人関係・家族関係改善
- ・孤立の解消 など

区におけるひきこもり支援の状況(地域包括支援センター)

区内25か所に設置

介護保険法に基づき設置する**高齢者やその家族を支える地域の相談窓口**。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から支援する。

1 相談実績(平成30年度)

(1) ひきこもりの方がいる世帯からの相談件数 **265人**

ひきこもりの子を持つ親(高齢者)からの相談が多い

子の年齢	人数
10代	1
20代	2
30代	11
40代	52
50代	101
60代	25

(2) 主な相談内容

親自身の介護、虐待、経済的事項、ひきこもりの子の支援など

(3) 支援の成果

- ・介護保険サービスの利用
- ・高齢者虐待の対応
- ・総合福祉事務所、保健相談所等と連携した子の支援体制の構築 など

実態調査で把握できた192人

2 相談事例

個人が特定されないよう、事例の内容を一部変更しています。

50代の息子と80代認知症の母親世帯の事例

近隣住民から、「近所の家の様子が心配」との連絡を受け、センターで支援を開始する。

認知症の母親と精神疾患の息子が、これまでは助け合いながら生活をしてきたが、それぞれの状態が悪化したことにより、日常生活の維持が困難になりつつあった。

母親については、センターが、介護サービスを導入する。息子については、中断していた精神科通院を再開できるように保健相談所につなげた。併せて、通報してきた近隣住民には、日常的な見守りを依頼。関係者で連携しながら母子の在宅生活の支援を行った。

40代の娘による70代母親への虐待事例

自宅内は娘の荷物であふれており、母親の生活スペースはほとんどない状況。日常的に暴力もあった。

センター職員から母親に施設入所を勧奨するも、「娘を一人にできない。」「娘は収入がないから、自分は施設に入所できない。」等と話し、母親は入所を頑なに拒否していた。

母親に初期の悪性腫瘍が見つかったことを契機に、入院加療後の施設入所を決断。施設入所に至った。

娘については、センターが総合福祉事務所と連携し、生活保護受給につなげた。

区におけるひきこもり支援の状況(保健相談所)

区内6か所(豊玉、北、光が丘、石神井、大泉、関)に設置

保健相談所では、保健師が随時相談に応じるほか、精神科医による相談事業を行っている。また地域精神保健相談員(精神保健福祉士)が、保健師等と連携して訪問支援(アウトリーチ)を実施している。

1 各保健相談所での相談

(1) 事業概要

保健師が、ひきこもりの本人や家族等から相談随時を受けている。必要に応じて医療機関の受診を促したり、地域精神保健相談員と連携して訪問支援(アウトリーチ)を実施している。

(2) 相談実績(平成30年度)

ひきこもりに関する相談 **294人**

性別: 男性184人、女性109人、不明1人

本人の年齢	人数
10代	29
20代	56
30代	82
40代	69
50代	41
60代	17

2 精神科医による相談等

(1) 事業概要

思春期やひきこもり等の心の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医による個別相談やグループミーティング等を実施

(2) 相談実績(平成30年度)

	計		豊玉保健相談所		光が丘保健相談所	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個別相談	14回	35人	8回	27人	6回	8人
グループミーティング	12回	15人	12回	15人	—	—

区におけるひきこもり支援の状況(保健相談所)

3 訪問支援(アウトリーチ)事業による支援

(1) 事業概要

精神疾患を持つ治療中断者または未治療者を対象に、多職種(保健師、地域精神保健相談員、医師)が連携して訪問支援等を実施し、適切な医療や障害福祉サービスにつなげ、本人およびその家族等が安定した生活を送れるように支援する。

(2) 平成30年度支援実績

ひきこもりに関する訪問支援 **63人**

性別：男性39人、女性24人

本人の年代別内訳(人)

年齢	人数
10代	1
20代	6
30代	6
40代	23
50代	22
60代	4
70歳以上	1



訪問支援の成果

成果あり 47人(74.6%)

状況把握ができた
継続的な相談関係ができた
医療機関との連携ができた
関係機関との連携ができた
通院につながった など

30代男性による家族への家庭内暴力事例

うつ病でひきこもりの男性の家族から「男性本人の暴力で困っている」との相談があり、アウトリーチ事業による訪問支援を開始した。当初は本人に会えず、ドア越しに語りかけ手紙を置いて帰った。訪問を続けた結果、本人が、親族に連れられて保健相談所に来所し、支援を求めてきた。本人は人や社会に対する不安が強く意思表示も困難な状態だったが、不安に寄り添いながら支援を継続する中で、自らの意思でグループホームに入所した。現在は通院を続けながら就労を目指している。

区におけるひきこもり支援の状況(若者サポートステーション)

区内1か所(春日町青少年館内)に設置

「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設
 就業、就学等をしていない青少年で、就業生活を円滑に営むうえでの困難を有する者。対象は15歳~39歳

事業実績(平成30年度)

(1) 厚生労働省委託事業

相談支援事業	登録者数	171人 うちひきこもり状態と思われる登録者数 46人 (年齢別内訳右図)
	相談延件数	3,110件
	就職者数	53人(週20時間以上就労)
	セミナー参加延人数	2,273人(区事業も含む)
職場体験・就業支援事業	職場体験プログラム実施	30人 延113日
定着・ステップアップ事業	支援延件数	383件

(2) 区委託事業 自立支援に関わる事業

事業名等	回数	延参加者・社
心理相談(毎週火曜日)	50	157人
若者キャリア開発プログラム	コミュニケーション講座	16 102人
	地域活動参加	28 125人
	就労体験(短期)	206 319人
	職場見学	11 42人
若者の就労支援の理解促進	インターンシップセミナー他	32 246人
保護者の講習等	家族セミナー等	7 161人
学び直し		141 376人
インターンシップ受入企業等説明会	10	105社

登録者年齢別内訳

()はひきこもり状態と思われる人数

年齢	人数
10代	27(3)
20代	97(26)
30代	47(17)
計	171(46)

(3) 進路決定結果

就労(週20時間以上)	53人
就労(週20時間未満)	82人
進学	3人
職業訓練	3人
起業	1人
計	142人

新たに実施した取組(平成30年度～令和元年度)

保健福祉相談機関連絡会の実施

- 8050問題等の複合的な課題に対して、**関係機関**(総合福祉事務所、地域包括支援センター、保健相談所等)が**連携してケース検討等を行う連絡会**を実施(平成30年12月～)

実態調査の実施

国調査は該当者数が少なく、ひきこもりの実態を把握するには不十分。このため、区は独自で実態調査を実施

- **民生・児童委員への実態調査**(令和元年7月～9月)

民生・児童委員569名に対し、地域で把握しているひきこもりの方について実態調査を実施

- **各相談機関への実態調査**(令和元年8月～10月)

各相談機関に対し、平成30年度にひきこもりに関する相談をされた方、またはひきこもり状態と思われる方について、実態調査を実施

- ・総合福祉事務所
- ・生活サポートセンター
- ・地域包括支援センター
- ・保健相談所
- ・ねりま若者サポートステーション

- **家族会等へのヒアリング**(令和元年8月)

家族会、ひきこもり当事者会へのヒアリングを実施

- ・練馬地域家族会「灯火(ともしび)」
- ・「VOSOT(ぼそっと)」

区報掲載

- **区報にひきこもりの相談機関一覧を掲載**(令和元年7月11日号)

ひきこもり支援の視点

視点1 支援の対象は誰か

ひきこもりによって生じた状況に困っている本人や家族

- ひきこもりの状況から抜け出したいと考えているにも関わらず、解決方法や相談先が分からず孤立している本人や家族
- ひきこもりの長期化によって、将来的に親の介護問題や経済的困窮が生じ、問題が深刻化する可能性がある本人や家族
本人や配偶者が主生計者の場合等、自らの選択によると思われるものに対しては、区は介入しない。

視点2 ひきこもり支援の目標、到達点は何か

個々の状況に合った、社会的・経済的な自立

- ひきこもりの期間、疾患の有無等、一人ひとりの状況は大きく異なる。
- 社会とのつながりの再構築から就労に至るまで、一人ひとりに合った社会的・経済的自立を段階的に目指す。

視点3 行政としてやるべきことは何か

8050問題等、複雑な課題を抱える世帯を包括的に支援する体制の構築

- 支援体制の強化、関係機関の連携強化、家族の不安軽減、社会参加のきっかけの場づくり、早期対応の推進、相談場所の広報

ひきこもり支援の課題

課題1 支援体制の強化

ひきこもりの方やその家族は、悩みごとや困りごとを抱え込み、孤立しがち。
相談しやすい環境をつくるため、アウトリーチ型の支援の充実や身近な地域における相談窓口の増設が必要

課題2 関係機関の連携強化

ひきこもりに関する相談内容は、就労支援、経済的事項、保健医療、親の介護、家庭内暴力等、多分野にわたる。
複合的な課題にも適切に対応していくため、相談機関の連携をより一層強化し、分野を超えた横断的な対応が必要

課題3 家族の不安軽減

家族は、安心して悩みを話せる場が少なく、不安感が大きい。
家族が悩みを気軽に相談できるよう、家族同士で悩みを相談する場など、家族会等と連携した不安軽減の仕組みが必要

課題4 社会参加のきっかけの場

長期のひきこもりの方は社会との関りが乏しいため、社会参加は段階的に進める必要がある。
ひきこもりの当事者や親、家族が気軽に立ち寄り相談できる、社会参加のきっかけとなる場が必要

課題5 早期対応の推進

ひきこもりが長期化すると、社会生活の再開が困難になる。
ひきこもりの長期化を予防するため、早期に発見し、若年からの就労支援等の早期対応を進めることが必要

課題6 相談場所の広報

ひきこもりの方やその家族は、様々な悩みや困難を抱えていることから、どこに相談をすればよいのかわからない。
悩みごとや困りごとに応じて相談場所を見つけられるよう、相談機関のわかりやすい広報が必要

【参考】家族会等2団体の意見・要望

1 主な意見

- (1) 親、家族の気持ち、思いを吐き出すことができる場が必要である。
- (2) ひきこもりを隠す親、家族が多いのではないか。ひきこもりを一つの生き方として認める社会になってもよいのではないか。
- (3) 長年にわたりひきこもっている中高年者を就労に結びつけるのは困難ではないか。そのような方には生活支援に重点をおいた相談、支援が必要なのではないか。
- (4) 不登校のまま中学を卒業すると、その時点で相談機関とつながりが切れてしまう。切れ目なくつながれる相談支援が必要ではないか。

2 区に望む支援

- (1) 分かりやすく断らない窓口を作って欲しい。
- (2) ひきこもりの専門の窓口は必要ないが、開設時間の工夫や、近くの窓口で気軽に相談できる仕組みができると良いと思う。
- (3) 家族会と区の話し合いの場を今後も設けて欲しい。
- (4) 相談事業などにひきこもりの当事者、家族を活用して欲しい。
- (5) 当事者活動の後方支援をして欲しい。区報での活動の周知や会場使用料の減免など。